

岩手県監査委員告示第13号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月1日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県岩手警察署
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年9月28日
 - (2) 本監査実施日 令和5年11月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年1月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべきでない者に支給しているものが1件、31,222円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべきでない者に支給していた1件、31,222円について、令和5年10月20日に返納処理を完了した。 今後は、異動者から転居事実・転居理由を聴取し、その聴取内容と旅行命令票及び住民票に齟齬がないか複数職員で確認を行った上で、旅行命令票に本人確認を受けることを徹底し、再発防止に努める。